

会員顕彰に関する内規

2021（令和3）年9月5日制定

（目的）

第1条 この規程は、奈良県ダンススポーツ連盟（以下「連盟」という）の会員がその連盟における活動を通じて、ダンス技術の指導、会員拡大、に著しい貢献をなし、又は、格段の努力をもって競技選手として特別の地位を築きかつ保持していると認められる場合、これを顕彰し適切に遇することによって会員のダンス活動意欲の向上に資することを目的とする。

（表彰の支給）

第2条 前条の目的を達するために、連盟会員の該当者に表彰する。
2. 前項の該当者は連盟在籍3年以上の会員でなければならない。

（表彰の種類）

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする

- (1) 永年表彰
- (2) 会員拡大表彰
- (3) アウトスタンディングスポーツマンシップ表彰

（永年表彰）

第4条 前条第1号に言う 永年表彰は、奈良県ダンススポーツ連盟会員であり、積極的に連盟の活動をし、その技術能力を高めることに永年努めた者を表彰する。

（会員拡大表彰）

第5条 第3条第2号に言う会員拡大表彰は、連盟認定のサークル又はこれに準ずるサークル等の活動等を通じて会員の増加に大きく寄与したと認められる者を表彰する。

（アウトスタンディングスポーツマンシップ表彰）

第6条 第3条第3号に言うアウトスタンディングスポーツマンシップ表彰は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰する。

- (1) 奈良県ダンススポーツ連盟理事会が認めた目覚ましいスポーツマンシップを实践した者（カップル）

(2) その他、前号と同等の技量、技術力を持つと認められるダンススポーツの選手でとくに理事会が承認した者

(表彰の決定)

第7条 表彰は該当会員の毎年度12月末時点での活動実績、及び前年度の1月から3月までの活動実績を合わせて評価、選考し、理事会に諮り決定する。

(表彰)

第8条 表彰は次の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 永年表彰 | メダルと表彰状 |
| (2) 会員拡大表彰 | メダルと表彰状 |
| (3) アウトスタンディングスポーツマンシップ表彰 | 記念品と表彰状 |

(改廃)

第9条 この規程は理事会の過半数の議決により、改訂又は廃止することができる。

附則 この規程は、2021（令和3）年9月5日から施行する。

但し2020（令和2）年度に該当者がある場合は、第7条の規定を2020（令和2）年12月31日に遡及して適用する。